宇和島地区広域事務組合建設工事等入札に関する心得（郵便入札用）

宇和島地区広域事務組合が発注する建設工事等の入札参加者は、宇和島地区広域事務組合契約規則により準用する宇和島市契約規則（以下「契約規則」という。）のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知すると共に、次の条項をよく読んで入札をして下さい。

記

1　入札は、郵便入札方式により行う。

2　入札書は、次の事項に注意し、入札書提出締切日時までに提出すること。

（1）　入札書は、所定の様式のものを使用し、文字及び印影は明りょうであってかつ消滅しないもので記載すること。（鉛筆等による記載は認めない。）入札金額は、アラビア文字を用い首標金額の頭書に「￥」の文字を記入すること。

（2）　入札書の日付は、入札日（開札日）の日付を記載すること。

（3）　記載事項の誤記、脱字等のあった場合は、誤記はその部分に二重線を引いて訂正し、脱字はこれを挿入することができる。ただし、金額の訂正は認めない。

3　指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。

（1）　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式１）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により契約担当者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。

（2）　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4　入札者がいないとき又は組合が準用する宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２７年３月要綱第１７号）第１６条に該当するときは、入札を中止するものとする（入札者が１者の場合でも入札を有効とする。）。

5　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（1）　契約規則又は入札に関する条件に違反した入札

（2）　入札に参加する資格のない者のした入札

（3）　代理人による入札

（4）　ひとつの入札について、同一の者がした２以上の入札

（5）　明らかに連合であると認められる入札

（6）　信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札

（7）　入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者が行った同一入札

（8）　金額を訂正した入札

（9）　入札書記載の金額、氏名又は印形が確認し難い入札

(10)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(11)　入札書を封入封緘した封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札

6　前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申立てが出来ないものとする。

7　入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（開札は所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。）

8　いったん提出した入札書の返還、引換え、変更または取消しは出来ないものとする。

9　工事費内訳書（指定様式）を入札書とあわせて同封し、提出しなければならない。内訳書の提出がない場合、入札金額と内訳書の総額が異なる場合又は内訳書に違算がある場合は、当該入札を無効とする。

10　入札回数は、予定価格を事前に公表した入札については１回とし、予定価格を超える入札は無効とする。なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。

11　入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取消し、または入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。

12　落札者（事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者）となるべき同価格の入札をしたものが２者（共同企業体の場合も含む。）以上であるときは、くじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。

13　入札者は、入札後、契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申立てる事はできないものとする。

14　落札者は、落札の決定を受けた日から７日（業務委託は５日）以内（宇和島市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）に規定する休日を含まない。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることが出来る。

15　落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の１０分の１以上（低入札価格調査に係る契約にあっては１０分の３以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

16　落札者が 14 に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。

17　入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が賄賂等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

18　郵便入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、宇和島地区広域事務組合郵便入札実施要綱及び「宇和島地区広域事務組合　郵便入札の手引き」によるものとする。

19　この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等業務委託の場合に準用する。

（様式１）　　（用紙Ａ４）

入札辞退届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

宇和島地区広域事務組合

組合長　　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印